

## 【申請後の注意事項】

### 1 変更届について

- (1) 申請後、次に掲げる事項に変更があった場合には、直ちに必要な書類を添えて、競争入札参加資格者変更届を提出しなければなりません。

変更事項	添付書類
① 商号又は名称（法人）	・商業登記簿謄本又はそれに類するもの（変更日が確認できるもの）の写し ・〈代理人を置いている場合〉委任状
商号（個人）	・許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し （許可（登録）を有していない者は不要。この場合は変更届のみ。）
② 本店・主たる営業所の所在地（法人）	・商業登記簿謄本又はそれに類するもの（変更日が確認できるもの）の写し ・許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し （許可（登録）を有していない者は不要。） ・〈代理人を置いている場合〉委任状 ・〈春日部市内に新たに本店又は主たる営業所を置く場合〉 春日部市税の納税証明書の写し 移転後間もないため、納税証明書が出せない場合は「法人の設立等（設立・設置・解散・合併・廃止）に関する申告書」の写し 【非課税の場合】「地方税法第296条に規定する非課税の団体」に該当する旨を記載した申立書を提出すること
住所・主たる営業所の所在地（個人）	・住民票（変更日が確認できるもの）の写し ・許可（登録）行政庁に提出した変更届（受理印のあるもの）の写し （許可（登録）を有していない者は不要。）
③ 代表者（法人）	・商業登記簿謄本又はそれに類するもの（変更日が確認できるもの）の写し
代表者の改名（法人）	
事業主の改名（個人）	
④ 代表者印	・変更届のみ
⑤ 本店・主たる営業所の電話番号・ファクシミリ番号	・変更届のみ
⑥ 代理人	・委任状
代理人の改名	・委任状
⑦ 代理人の役職名	・委任状
⑧ 代理人を置く営業所の所在地	・委任状 ・〈春日部市内に新たに営業所を置く場合〉 春日部市税の納税証明書の写し 移転後間もないため、納税証明書が出せない場合は「法人の設立等（設立・設置・解散・合併・廃止）に関する申告書」の写し
⑨ 代理人使用印	・委任状
⑩ 代理人を置く営業所の電話番号・ファクシミリ番号	・変更届のみ
⑪ 許可（登録）の有無 （登録部門の変更を含む。）	[許可（登録）切れなど] ・変更届のみ
	[許可（登録）取消など] ・許可（登録）取消通知書などの写し
	[許可（登録）取得など] ・許可（登録）通知書（証明書）などの写し
⑫ 組合役員・組合員	・役員名簿・組合員名簿

ア 書類は、A4サイズに縮小複写又は拡大複写するか、A4の紙にそのまま複写して作成してください。

イ 必要がある場合には、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

ウ 資本金の変更、許可（登録）の更新は、届出の必要はありません。

エ 変更届は、代表者名で作成してください。代理人名では不可とします。

オ 提出部数は1部です。

カ **変更届は郵送でも受け付けます。** 控えを希望する場合は、返信先を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

- (2) 申請後、次に掲げる事項に該当するときには、直ちに届け出てください。
- ア 営業の休止、再開又は廃止をしたとき
  - イ 営業停止命令を受けたとき又は金融機関から取引を停止されたとき
  - ウ 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）となったとき
  - エ 事業主が死亡したとき又は法人が解散したとき
  - オ 役員、使用人等が贈賄、談合などの不正行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき
  - カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき
  - キ 春日部市内で事故等を起こしたとき

## 2 参加資格の承継について

相続、合併又は営業譲渡（個人事業者の法人化を含む。）により、入札参加資格者から当該営業の一切を継承し、競争入札参加資格を承継しようとするときは、営業の一切を継承した日から90日以内に、競争入札参加資格承継申請書（様式5号）に必要書類を添えて申請してください。

承継事由	必 要 書 類
① 相続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被承継者の戸籍抄本（死亡日が確認できるもの）の写し</li> <li>・承継者と被承継者の続柄を確認できる書類（戸籍抄本等）の写し</li> </ul>
② 合併	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被承継者の登記簿謄本（合併日が確認できるもの）の写し</li> <li>・合併契約書等の写し</li> </ul>
③ 営業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業譲渡契約書の写し</li> <li>・公正取引委員会の届出受理書の写し（法人から個人への営業譲渡の場合は不要。）</li> <li>・被承継者の閉鎖登記簿謄本（解散日が確認できるもの。法人から個人への営業譲渡の場合以外は不要。）</li> </ul>
④ 分割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分割計画書の写し（分割計画書にどの事業をどの会社が引き継ぐのか記載がない場合は、それがわかる書類）</li> <li>・承継者の登記簿謄本（分割日が確認できるもの）の写し</li> <li>・定款の写し</li> </ul>
⑤ 法人化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被承継者の事業廃業報告書の控え（事業所所在地の都道府県税務事務所の収受印のあるもの）の写し（許可・登録行政庁に提出した被承継者の廃業届（行政庁の受理印のあるもの）の写しでもよい。ただし、建設工事及び設計・調査・測量に限る。）</li> </ul>

## 3 参加資格の抹消について

- (1) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときには、その者を入札参加資格者名簿から抹消します。
- ア 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（特別の理由のある者を除く。）又は地方自治法施行令第167条の4第2項の規定及び同令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第2項の規定により春日部市の競争入札に参加させないこととされた者となったとき
  - イ 金融機関から取引を停止されたとき
  - ウ 事業主の死亡又は法人の解散から90日を経過したとき
  - エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。
  - オ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第2項の規定により逮捕若しくは逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。
- (2) 入札参加資格者名簿に登載された者が、次に掲げる事項に該当するときには、その者を入札参加資格者名簿から抹消することがあります。
- ア 変更届を必要とする事項についての届け出を怠ったとき
  - イ 営業停止命令、営業の休止及び再開となったことについての届け出を怠ったとき
  - ウ 資格審査申請書、変更届、承継申請書又はそれぞれの添付書類に**虚偽の記載**をしたとき